

協議第66号

合 併 協 定 書 に つ い て

平成15年 4月24日提出

飛騨4町村合併協議会  
会長 松井 靖典

# 合併協定書

平成15年5月8日

古河宮神

川合川岡

町村村町

# 合併協定書

## 1 合併の方式

吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村及び同郡神岡町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成16年（2004年）2月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、飛驒市とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、岐阜県吉城郡古川町本町2番22号とする。  
(現 古川町役場庁舎)

## 5 財産及び債務の取扱い

4町村の所有する財産（土地、建物、債権及び債務等）は、全て新市に引き継ぐものとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数は、26名とする。

旧町村の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は、次のとおりとする。

旧古川町区域：11名                      旧河合村区域：3名

旧宮川村区域： 3名 旧神岡町区域： 9名

なお、将来における議員定数及び旧町村の区域に選挙区を設けることについては、新市において協議するものとする。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 農業委員会の委員の定数及び任期は、新市に1つの農業委員会を置き、4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成16年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 新市の選挙による委員の定数は26人とする。

## 8 地方税の取扱い

- (1) 個人町村民税・法人町村民税・固定資産税・軽自動車税・町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 固定資産税については、市町村合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率は現行のとおり新市に引き継ぎ、5年以内に調整するものとする。
- (3) 個人町村民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、古川町の例により調整するものとする。
- (4) 個人町村民税、固定資産税、軽自動車税の減免については、古川町の例により調整するものとする。
- (5) 入湯税については、古川町の例により調整するものとする。
- (6) 都市計画税は、現行のとおり課税しない。ただし、今後の財政計画見直し時において、課税についての検討を行うこととする。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 4町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調

整し統一を図る。

- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

## 1 0 特別職の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (2) 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) その他の条例で定める特別職については、4町村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。一部町村のみに設置されているものは、可能な限り調整するものとする。

## 1 1 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整方針に基づき整備するものとする。

## 1 2 地域審議会

合併後、旧河合村の区域及び旧宮川村の区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。

旧古川町の区域及び旧神岡町の区域には設置しない。地域審議会の設置期間は、10年間とし、委員の定数は15人以内、任期は2年とし、その他組織並びに運営方法等については、「地域審議会の設置に関する協議」による。

### 1 3 事務組織及び機構の取扱い

#### (1) 基本的な考え方

新市の行政を地域の実情に即し、かつ新市に相応しい組織体制で実施するため、本庁及びこれを補助する機関として、旧町村に振興事務所を置く。

本庁は、市全体の総合的な事務を行い、旧町村地域における直接的な事務を行う各振興事務所と調整を図りながら、市の健全な発展を推進する。

ただし、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて検討するものとする。

〈基本的事項〉

- ① 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ② 市民が親しみやすく利用しやすい組織・機構
- ③ 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構
- ④ 責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 簡素で効率的な組織・機構
- ⑦ 行政課題に即応できる組織・機構
- ⑧ 緊急時に即応できる組織・機構

#### (2) 本庁の組織等

本庁は、部課制とし、本庁については現古川町役場庁舎とするが、全機能を収容するには容積的に困難である。しかし、新市をスタートするに当たり、厳しい財政状況下にあつて庁舎新設は当面行うべきではないという判断のもと、既存の施設の有効利用（分庁舎方式）を検討する。

### 1 4 振興事務所（支所機能等）

地域の実情に即したきめ細かい行政を継続して行うために、旧町村に振興事務所を設置し、その位置は旧町村の役場の位置とする。

現在の河合村役場を「飛驒市河合振興事務所」、宮川村役場を「飛驒市宮川振興事務所」、神岡町役場を「飛驒市神岡振興事務所」とする。なお、「飛驒市古川振興事務所」の位置については、別途協議する。

所長は、本庁の部長と同等若しくは上位の位置付けを検討する。

振興事務所の機能

- ① 所管地域の地域振興策の立案及び調整
- ② 市民サービスに関わる直接的事務の執行

所長の権限

- ① 市の施策及び事業に関する調整権
- ② 管内における地域振興予算の要求権
- ③ 特別に指定された事業の執行権

ただし、振興事務所については、一定期間ごとに管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を含めて検討するものとする。

## 1 5 一部事務組合等の取扱い

- (1) 吉城広域連合、飛騨消防組合及び飛騨地域広域行政事務組合の取扱いについては、関係機関の協議を踏まえ、新市移行までに調整する。なお、住民生活に支障が生じないように、できる限り早い時期の調整を図る。
- (2) 飛騨農業共済事務組合については、4町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 土地開発公社については、次のとおり調整し、新市に引き継ぐ。
  - ① 神岡町土地開発公社については、古川町土地開発公社に債権を譲渡し、債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。
  - ② 古川町土地開発公社については、神岡町土地開発公社の債権を譲受し、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

## 1 6 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一し、減免規定は新市発足までに調整する。
- (2) 手数料については、合併時に統一を図る。
- (3) 分担金については、受益者負担の原則を基本に、新市において調整する。

## 1 7 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 4町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 4町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、新市移行後統合又は再編できるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

## 18 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点で調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止できるよう調整する。

## 19 町名・字名の取扱い

- (1) 町・字の区域は、従前のとおりとする。
- (2) 名称については、次のとおりとする。
  - ① 古川町においては、「吉城郡古川町」を「飛驒市古川町」に置き換える。
  - ② 河合村においては、「吉城郡河合村大字」を「飛驒市河合 町」に置き換える。
  - ③ 宮川村においては、「吉城郡宮川村大字」を「飛驒市宮川町」に置き換える。
  - ④ 神岡町においては、「吉城郡神岡町」を「飛驒市神岡町」に置き換え、「大字」の表記を抹消する。

## 20 慣行の取扱い



市章は、新市発足前に公募し決定する。

市民憲章、市の木、花、鳥等及び宣言は、新市において調整する。

## 2.1 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 賦課は四方式で、応能・応益割は50：50とし、保険料率の基準については古川町を基準に新市において調整する。
- (2) 軽減割合は、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用する。
- (3) 賦課期日は、4月1日とし納期は現行どおり12期とする。
- (4) 出産育児金は、現行のとおり30万円とする。
- (5) 葬祭費の支給については、現行のとおり2万円とする。
- (6) 高額医療の貸付事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。
- (7) 保健事業（人間ドック）については、神岡町の事例により新市移行までに調整する。

## 2.2 介護保険事業の取扱い

介護保険事業の運営については、吉城広域連合の動向を踏まえ新市までに調整する。  
なお、住民生活に支障がないよう、できる限り早期に調整を図る。

## 2.3 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

- (1) 4町村の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。
- (3) 任用、報酬、服務その他の身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

## 2.4 各種事務事業の取扱い

### 2.4-1 総務関係事業

- (1) 自治会(区)については、各組織及び区域とも原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、連合組織、事業及び機能については、各町村ごとの従前の協力関係を考慮し、新市において調整する。
- (2) 選挙における投票区域は、当面現行のとおりとする。
- (3) 行政改革については、新市において速やかに調整し、継続して推進を図る。
- (4) 情報公開制度及び個人情報保護制度については、新市において速やかに神岡町の例を基準に調整する。
- (5) 表彰制度については、新市において速やかに調整する。
- (6) 防犯、生活安全及び交通安全関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民の安全な生活環境の確保に努める。
- (7) 公平委員会は、新市において設置する。
- (8) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。

#### 24-2 男女共同参画事業

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、新市において古川町の例を参考に行動計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

#### 24-3 姉妹都市・国際交流事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

#### 24-4 電算システム事業

情報化関係事業（電算システム事業）の取扱いについては、合併時に電算システムを統合または整備し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

#### 24-5 広報・広聴関係事業

- (1) 広報紙は、毎月1回発行する。配布方法は、現行のとおり新市に引き継

ぎ、新市において調整する。

- (2) 同報無線、有線放送を利用した広報は、当面は、現行どおり運用し、一元化に向けて調整する。

#### 24-6 防災・災害対策事業

- (1) 現行のとおり継承し、新市において速やかに地域防災計画を策定する。  
この間、住民生活に支障のないよう、災害時の指揮命令系統を直ちに整備する。
- (2) 防災行政無線の運用については、当分の間は、現行のとおりとし、新市において周波数の統一を図る。

#### 24-7 交通関係事業

事業の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、新市において調整する。

#### 24-8 窓口業務

- (1) 受付時間については、新市の勤務時間とする。なお、月曜日のみ古川町の事例により夕方の受付を1時間延長する。
- (2) 休日による住民票、印鑑証明書の発行については、古川町の事例により日直者が対応する。
- (3) 住民票等の相互発行は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 証明手数料については、新市までに調整し統一する。

#### 24-9 保健衛生事業

- (1) 健康診査事業、母子保健事業、乳児健康診査事業、予防接種事業については、それぞれ現行のとおり実施し、内容については住民に不公平の生じないよう新市移行までに統一する。
- (2) 手数料及び各種補助金については、新市移行までに調整する。

#### 24-10 診療所、病院

- (1) 診療所、病院の施設及び業務、診療体制については、それぞれ現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 事務手数料については、新市移行までに調整し統一する。

#### 24-11 障害者福祉事業

- (1) 在宅知的障害者交通費助成事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。
- (2) 重度心身障害者老人特別助成金支給事業については、神岡町の事例により新市に引き継ぐ。
- (3) リフトバス運行については、新市移行までに調整する。
- (4) 身体障害者住宅改造費補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。限度額は、75万円とする。
- (5) 重度心身障害児福祉手当については、古川町の事例により調整する。
- (6) 負担金、助成金については、新市移行までに調整する。

#### 24-12 高齢者福祉事業

- (1) 老人ホームヘルプ付加サービス事業（介護保険対象者）の実施単価については、現行のとおり介護保険の水準を適用する。
- (2) 生きがい対応型デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用料は1,000円/回（食事代含む。）とする。
- (3) 老人クラブ連合会については、新市移行までに一本化に向けて調整する。
- (4) 敬老祝品贈呈事業については、88歳と100歳を対象とし、88歳は5,000円、100歳は30,000円を贈呈する。

#### 24-13 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併に向けて調整に努める。
- (2) 「飛騨4町村社会福祉協議会合併協議会」の調整方針を基に新市に引き継ぐ。

#### 24-14 児童福祉事業

- (1) 母子父子福祉推進事業については、新市移行までに内容等について統一する。
- (2) 地域子育て支援センター事業については、新市移行までに事業内容を統一し調整する。
- (3) 児童遊園地整備費補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。
- (4) 子づくり、出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。

#### 24-15 保育事業

- (1) 公立保育園事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開所時刻は7時30分からを基本とし、開所時間は11時間を基本とする。
- (2) 私立保育所児童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 通園バスの利用料は徴収しない。
- (4) 保育園給食の調理場所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。主食費については、新市に移行後統一するよう調整する。但し、3歳未満児については徴収しない。
- (5) 保育料の算定及び保育内容については、現行のとおり新市に引き継ぎ、移行後3年をめどに統一するよう調整する。但し、算定については、国の基準の50%~70%を目標に階層区分に応じ調整するものとする。なお、0歳児については、新市において調整する。
- (6) 保育料の減免については、新市移行までに調整する。

#### 24-16 その他の福祉事業

- (1) 乳幼児医療・母子家庭医療・重度等障害者医療・69歳老人等医療の医療費助成金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 福祉事務所については、新市発足時に設置し、事務所については本庁内に置く。
- (3) 福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。使用料についても現行のとおり新市に引き継ぐ。減免規定については新市移行までに調整する。

#### 24-17 健康づくり事業

- (1) 健康教育事業、健康相談指導事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において統一する。
- (2) 保健衛生業務推進事業については、古川町の事例により新市において調整する。
- (3) 歩け歩け運動、健康祭りの開催については、地域での健康促進を積極的に図るよう、新市において調整する。

#### 24-18 ごみ処理・環境対策事業

- (1) ごみ処理施設及び収集方法については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (2) ごみの分別種類については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整し統一する。
- (3) 可燃ごみ及び廃プラスチック用指定袋料金は、神岡町の例により新市に引き継ぎ、不燃ごみ収集手数料については徴収しない。なお、新料金の施行は平成16年4月1日からとし、平成16年2月及び3月については、現行のとおり料金を適用する。
- (4) 指定ごみ袋販売委託手数料は、8%とする。
- (5) 水質汚濁対策事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。
- (6) ISO14001推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) ごみポイ捨て等防止事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。

#### 24-19 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、農林水産業の振興を図るよう同一又は類似する事業の統合又は再編を進めるとともに、基盤整備事業及び関係団体の育成事業を継続して推進する。

#### 24-20 商工・観光関係事業

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目途に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

#### 24-21 スキー場関係事業

スキー場関係事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後2年以内を目途に民営化を図る。

なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

#### 24-22 勤労者・若者定住関連事業

- (1) 勤労者生活安定資金融資については、古川町の例により調整する。
- (2) 勤労者住宅資金融資については、神岡町の例により調整する。
- (3) 就職促進奨励金については、内容を検討したうえで新市に引き継ぐ。
- (4) 住宅建設等促進助成金については、古川町の例により調整する。

#### 24-23 建設関係事業

- (1) 町村道及び農道、林道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適

正な維持管理に努める。

(2) 山田防災ダム事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な維持管理に努める。

(3) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 各種促進協力会等の負担金、補助金については、新市移行までに調整する。

(5) 工事等の分担金については、新市移行までに調整する。なお、継続事業の分担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 24-24 除雪対策事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、出動基準については神岡町の例による。

#### 24-25 上水道事業

新市の水道整備計画を策定し、事業の進捗を図る。

水道料金、水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年をめどに調整する。

#### 24-26 下水道事業

新市の下水道整備計画を策定し、事業の進捗を図る。

下水道使用料、加入金、分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年をめどに調整する。

#### 24-27 市立学校の通学区域

現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 24-28 学校教育事業



現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

- (1) スクールバス運行については、現行のとおりとする。
- (2) 篤志寄付の給付は、奨学資金に統合する。なお、寄付者名及び意志を条文に残す。貸付額は古川町を参考に決定する。
- (3) 神岡町谷・中山地区の児童生徒の委託入学（細入村・大沢野町学校教育組合）は、現行のとおりとする。
- (4) 各学校それぞれに特色ある活動が実施されているが、学校間及び市域全体のバランスを保つよう調整する。

#### 24-29 中学生海外研修事業

平成16年度は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度以降は、新市において調整する。

#### 24-30 学校給食事業

現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後、給食費を統一する。

#### 24-31 文化振興事業

文化振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (1) 国・県・町村指定の文化財は、新市に引き継ぐ。
- (2) 入館料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 文化財修理補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。ただし、町村指定文化財修理の補助率については、新市移行までに調整する。

#### 24-32 生涯学習事業

生涯学習事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (1) 関連公共的団体の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、

それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

(2) 主催行事については、現行のとおりとし、随時調整する。

(3) 成人式については、現行のとおりとするが、新市において統一を検討する。

## 2 5 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

別 紙

## 地域審議会の設置に関する協議

合併協定項目中「12 地域審議会」に関する組織及び運営等については、次のとおり定めるものとする。

(設置)

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設 置 区 域
河合地区地域審議会	合併前の河合村の区域
宮川地区地域審議会	合併前の宮川村の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成26年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、第1条で定める設置区域ごとに、当該設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該設置区域に住所を有する者又は当該設置区域内に存する

事業所等に勤務する者で次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、前条第2項各号列記以外の部分に規定する要件を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、各設置区域の振興事務所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、  
会長が審議会に諮り定める。

附 則

この協議は、平成16年2月1日から施行する。

調 印 書

古川町、河合村、宮川村及び神岡町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく飛騨4町村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成15年5月8日

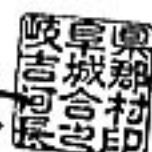
古川町長

武沼 蒼



河合村長

典 靖 田 松



宮川村長

昭 保 腰 石



神岡町長

美 勝 坂 船



立 会 人

合併協議会顧問  
(岐阜県議会議員)

洞 口 博

合併協議会顧問  
(飛騨地域振興局長)

奥 村 寛 治

合併協議会委員

中 田 哲 郎

合併協議会委員

高 津 恭 彦

合併協議会委員

堂 前 利 夫

合併協議会委員

上 家 寿 雄

合併協議会委員

清 水 和 昌

合併協議会委員

道 下 清 司

合併協議会委員

石原 肇

合併協議会委員

葛谷 寛徳

合併協議会委員

野村 誠

合併協議会委員

坂上 重藏

合併協議会委員

立 田 貢

合併協議会委員

中 切 誠治

合併協議会委員

岩 坂 吉之

合併協議会委員

川 井 裕子

合併協議会委員

松田 英彦



合併協議会委員

山崎 葵子

合併協議会委員

井畑 浩一

合併協議会委員

岩佐 恵子

合併協議会委員

牛丸 忠久

合併協議会委員

歸家 みさ子